

# 災害時の氏名等の公表取扱方針

令和3年9月1日 雄武町

(令和6年1月20日 一部改正)

## 1 趣旨

本取扱方針は、町における災害時の死者・行方不明者等の氏名等の公表に関する基本的事項を示すことにより、町民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

## 2 定義

本取扱方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)災害 災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。
- (2)死者 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者をいう。
- (3)行方不明者等 当該災害が原因で所在不明となり、死亡の疑いのある者及び当該災害により被災した疑いがあり、連絡が取れない者をいう。

## 3 対象とする災害

本取扱方針において対象とする災害は、雄武町災害対策本部が設置された災害とする。

## 4 公表の基準

### (1)行方不明者等

氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、「住民基本台帳の閲覧等制限」を確認の上、公表・非公表を判断し、公表基準を満たす場合は、速やかに公表する。

### (2)死者

「住民基本台帳の閲覧等制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断するものとする。

区分	救出・救助活動に資する	住民基本台帳の閲覧等制限	家族等の同意の状況	公表・非公表	公表する情報の範囲
行方不明者等	○	なし(※1)	—	公表	市町村名、氏名、年齢(年代)
		あり	—	非公表	—
	×	(なし)	(同意)	(公表※2)	
死者	/	なし	同意	公表	市町村名、氏名、年齢(年代)
			不同意	非公表	—
		あり	—		

※1 住民基本台帳の閲覧等制限がない場合においても、行方不明者等が警察や自治体の相談機関へDVやストーカー行為等について相談をしていた等、所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合など、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その者を公表対象から除くものとする。

※2 行方不明者等について、家族等から得られた情報により搜索の対象者、搜索場所が特定されている場合等、氏名等の公表が救出・救助活動の効率化・円滑化に影響を及ぼさない場合は原則として非公表とするが、住民基本台帳の閲覧等制限がなく、家族等が公表を望む場合は公表できるものとする。

## 5 公表に係る役割分担

氏名等の公表に係る役割分担は、次のとおりとする。

- (1)町 死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無並びに家族等(家族又は遺族をいう。)の同意の状況の確認、確認結果の北海道への報告、氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応
- (2)警察本部 町との情報共有

## 6 その他

災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については、別途法令等の規定に基づき取り扱うこととする。